

日本への短期滞在査証を申請される際の留意点

日本への短期滞在査証に関して、その申請を行う際には以下の点につき、十分に留意願います。最近では、偽変造した書類の提出といった不適切な事例が多数見受けられることから、強く注意喚起をします。

1. 適正な申請書類の提出と確認

(1) 査証申請は、提出書類が適正なものである必要があります。査証申請にあたって、渡航目的の偽装や、偽変造した書類の提出が確認された場合は、査証は発給されません。それに加え、過去に不正な申請を行った場合には、それ以降の査証申請人本人やその申請を行った家族、団体又は機関等による査証審査において、大きな影響を及ぼします。

(2) 査証申請の内容に関して、電話や個別面談において、事実関係の確認を行うことがあります。連絡がとれない場合や事実確認ができない場合などには、査証は発給されません。

2. 短期滞在中で行える活動

(1) 在留資格「短期滞在」で行える日本での活動は、日本の出入国管理及び難民認定法上、「本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動」とされています。したがって、生活や活動の基盤を本邦に移す意思のある方や、中・長期間、日本に滞在する予定の方は、短期滞在査証の発給対象ではありません。

仮に、一度でも虚偽の内容で申請があった場合、上記1. のとおり、査証は発給されず、かつ、将来にわたりその虚偽申請の事実が履歴として大きな影響を及ぼします。

(2) 「短期滞在」の在留資格で日本に滞在する場合、出入国管理及び難民認定法上、報酬を得る就労は一切認められていません。これに違反した場合には、日本国内における刑事罰を処せられる可能性があります。刑事罰を処せられた場合、将来にわたり査証の審査に大きな影響を及ぼします。

なお、就労、就学等を目的とする中・長期間、日本へ渡航を希望される方は、あらかじめ日本の出入国在留管理庁からそれぞれの在留目的に応じた在留資格認定証明書 (COE) を取得し、査証申請を行ってください。